

『ツーリングプラン（首都圏 東名・中央道コース、中京圏 東名・中央道コース、伊勢道コース、東海北陸道・北陸道コース）』

利用約款

（通則）

第1条 本約款は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する別表1に定めるプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（定義）

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条及び第4条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条及び第4条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車両）

第3条 本プランは、ETC車載器を取り付け、ETC無線通信により通行が可能な道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条における小型自動車のうち二輪自動車又は軽自動車のうち二輪自動車（いずれも側車付二輪自動車含む。以下「二輪車」という。）を対象とします。

（申込期間等）

第4条 本プランの申込期間は、平成30年4月25日（水）から平成30年11月29日（木）までとします。

- 2 実施期間は、平成30年4月27日（金）から平成30年11月30日（金）までとします。その間のうち申込時に登録を行う利用開始日から別表1に定める利用期間（利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申し込みの場合には、お申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じです。）を利用可能期間とします。

- 3 利用可能期間以外の日に通じた場合は、通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金。以下同じです。）をお支払いいただきます。
- 4 各通行に係る通行日の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通過日時をもって行います。（本線料金所が設置されている場合は本線料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。また、単純支払方式の区間では、その通行にかかる通行料金をお支払いいただく料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。）

（申込方法等）

- 第5条 本プランは、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社インターネットホームページにおいてご利用日の最初の出口インターチェンジを通過する前までにお申し込みください。なお、お申し込み時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります（ただし、既に会員登録済みの場合は不要です。）。
- 2 次の各号を満たさない場合は、本プランの申し込みを無効とし、第8条に規定する区間を走行した場合においても、本プランの対象となりません。
 - 一 本プランのご利用時に有効なETCカードを登録していること。
 - 二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 三 申込時に登録されたETCカードの名義が本プラン申込者と同一であること。
 - 3 当社が実施する他のドライブプラン（ツーリングプラン除く）と利用日が重複する形での申し込みはできません。
 - 4 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付番号等）

- 第6条 当社は、当社インターネットホームページにて本プランの受付を完了したときは、本プランの申込者に対し、登録されたメールアドレスに受付番号を通知します。
- 2 受付番号は、原則として再通知しません。ただし、申込者本人からの照会があり、当社の定める確認方法により本人確認ができた場合にはこの限りではありません。
 - 3 当社は、申し込みされた内容を正常に確認し、受付手続きが完了したときには、登録内容を確認したことを知らせるインターネットメール（以下「予約完了メール」といいます。）により申込者へ申込者が登録したメールアドレスに通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって申込内容を有効とします。
 - 4 ETCカードの利用の可否は発行カード会社又は6会社の定めによりますので、本約款に基づく本プランの受付は、申し込みされたETCカードの高速道路における利用を保証するものではありません。

（受付内容の変更）

第7条 本プランの受付を完了した後は、受付内容についての変更ができません。受付内容についての変更が必要な場合は、第14条第1項に定める解約を行ったうえで、再度第5条にもとづき申込手続を行ってください。

(利用可能な区間)

第8条 本プランの対象となる通行は、別表2に定める対象エリア内のインターチェンジから流入し、かつ、流出する対象エリア内の通行（利用可能期間内において通行をされる場合に限り、回数に制限はありません。以下「対象通行」といいます。）とします。

2 対象エリア内外の料金所相互間を通行した場合、対象エリア内にあたる通行と対象エリア外にあたる通行で通行を分割し、前者は本プランの適用対象とし、後者については通常料金の支払いを受けます。（ETC時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）（以下「区間外料金」といいます。）

なお、本プランの料金と区間外料金の合計が最も安価となる特段の取扱は行いません。

3 対象エリア内のインターチェンジから流入し、対象エリア以外のインターチェンジで流出する通行、又は、対象エリア以外のインターチェンジから流入し、対象エリア内のインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った対象エリア内のインターチェンジと当該通行における対象エリア内の端末インターチェンジとの間を対象通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った対象エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をいただきます。なお、対象エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をいただきます。

(利用の開始及び終了)

第9条 本プランは、前条に規定する最初の対象通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第4条第1項に規定する利用可能期間が満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

(利用方法)

第10条 本プランの対象となる通行を行う場合は、申込時に登録した二輪車で通行してください。登録した二輪車以外の車両で通行した場合は、当該通行を行った車両に係る車種の通常料金をいただきます。

2 料金所においては、申込時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

- 3 入口料金所のE T Cレーンが点検等により利用いただけなかった場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したE T Cカードと入口通行券をお渡ししてください。料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマート IC をご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。
- 4 出口料金所のE T Cレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したE T Cカードをお渡ししてください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマート IC をご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第11条 本プランの料金は、別表1に定めるとおりです。

- 2 当社は、本プランの対象となる通行全体に対して本プランの料金を一括で請求いたします。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器の表示、E T C車載器の料金表示及び音声案内並びに「E T C利用照会サービス」の料金表示は通常料金となりますが、本プランの対象となる通行については請求時には本プランの料金のみをいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。
- 3 クレジットカード会社又はE T Cカード事務局（E T Cパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、本プランの対象となる各通行の走行明細は記載されず、本プランの料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T Cマイレージサービスの還元額明細に記載された本プランの対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に本プランの料金の明細が表示されます。
- 4 E T Cパーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額（以下、「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下、「ご利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

本プランの料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金（E T C時間帯割引が適用される場合、E T C時間帯割引適用後の料金。）で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第12条 本プランは、E T Cマイレージサービス以外の割引と重複して適用されません（本プランの料金の額には、E T C時間帯割引、障害者割引は適用されません。）。

- 2 ETCマイレージサービスについては、本プランの料金の額に割引を適用します。なお、本プランの対象となる各通行がETCマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。
- 3 申込時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から本プランの料金を引き去ります。
- 4 ETCマイレージサービスの還元額による本プランの料金の支払にはマイレージポイントは付きません。

(適用対象外及び無効)

第13条 各通行が次の各号の一に該当するときは本プランの適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

- 一 申込時に登録していただいたETCカード以外でご利用になったとき。
 - 二 申込時に登録していただいた二輪車以外の車両でご利用になったとき。
 - 三 利用可能期間以外の日に入口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出したとき。
 - 四 対象通行以外の通行を行ったとき。
 - 五 入口料金所、出口（または本線）料金所ともに本プランの対象エリア外の場合は、対象エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間がプランの適用外となります。（ただし、第14条に定めるお申込みの場合で、一方のプランともう一方のプランの対象エリアが重なっている場合で、かつ、一方のプランの対象エリア内のインターチェンジから流入し、もう一方のプランの対象エリアを通過して対象エリア外のインターチェンジで流出する場合はこの限りではありません。）
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本プランの申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行されたとき。
 - 二 申込時に登録していただいた1枚のETCカードを第4条第1項に規定する利用可能期間中に2台以上の車両で使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用されたとき。

(同時に適用要件を満たす他のプランの申込がある場合の取扱)

第14条 本プランと同時に適用要件を満たす他のプラン（当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、ツーリングプランの他のコースを含みます。）の申込みがある場合、プラン間に特定の適用順序を付けることなくプラン適用します。

- 2 対象エリアが本プランと重複する他のプランの申込みがある場合は、前項により、走行が本プラン対象エリア又は当該他のプランの対象エリアに限定した範囲のみであっても当該複数プランの料金を請求することがあります。
- 3 本プランと同時に適用要件を満たす他のプランの申込みがある場合、前1項により、本プラン及び当該他のプラン並びに各プランに関わる区間外料金の合計が最も安価となる特段の取扱は行いません。
- 4 前各項に該当する場合において、当社は料金修正等を行いません。

(解約等)

第15条 本プランの申込者は、ご利用日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。

- 2 前項に基づく解約が行われない場合でも、利用可能期間内に対象通行を行わなかった場合には、お申込時に遡って解約されたものとし、本プランの料金はお支払いいただきません。
- 3 利用可能期間内に対象通行を行った場合、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金を行いません。実際に通行した区間の通行料金の合計が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

(休憩施設優待特典)

第16条 本プランの申込者は、指定の休憩施設で優待特典が受けられます。

- 2 優待内容は、本プランを申込後に「お申し込み完了メール」に記載されたURLのリンク先に記載されているとおりです。
- 3 優待特典は、お申し込み完了後に自動配信される予約完了メールをプリントアウトして持参いただくか、携帯電話またはスマートフォンの画面を利用可能期間内に前号の休憩施設に提示していただくことでご利用になれます。
- 4 ご利用にあたっては、本約款の定めによるほか、休憩施設優待特典一覧に記載の各項目に従ってください。
- 5 前項までの規定にかかわらず、第13条第2項により本プランの申し込みが無効とされた場合、第14条第1項により本プランを解約した場合又は同条第2項により解約されたものとされた場合には、休憩施設での優待特典はご利用いただけません。休憩施設での優待特典の利用に関して疑義が生じた場合は、当社から利用について確認させていただくことがあります。

(個人情報の保護)

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない申込・登録事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報漏えい、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 車両の故障等、当社の責めに帰することができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第19条 当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

平成30年4月25日 中日本高速道路株式会社

別表1：料金及び利用期間（金額は本プランのご利用1回あたりの料金）

プラン名 (各コース名)	軽自動車等 (二輪車に限る)	利用期間
ツーリングプラン 首都圏 東名・中央道コース	3,000円	連続する最大2日間
ツーリングプラン 中京圏 東名・中央道コース	3,500円	連続する最大2日間
ツーリングプラン 伊勢道コース	3,000円	連続する最大2日間
ツーリングプラン 東海北陸道・北陸道コース	3,000円	連続する最大2日間

別表2：対象エリア

ツーリングプラン 首都圏 東名・中央道コース

E1 東名 東京 IC～清水 IC	E1A 新東名 御殿場 JCT～新静岡 IC、 海老名南 JCT～厚木南 IC
E20 中央道 高井戸 IC～荻崎 IC	E52 新東名 清水 JCT～新清水 JCT
E52 中部横断道 六郷 IC～双葉 JCT	E68 中央道 大月 JCT～河口湖 IC
E68 東富士五湖道路	E84・C4 新湘南バイパス
E84 西湘バイパス	E85 小田原厚木道路
C4 圏央道 茅ヶ崎 JCT～八王子西 IC	

ツーリングプラン 中京圏 東名・中央道コース

E1 東名 清水 JCT～小牧 IC	E1 名神 小牧 IC～一宮 IC
E1A 新東名 新清水 JCT～豊田東 JCT	E1A 伊勢湾岸道 豊田東 JCT～名古屋南 JCT
E19 長野道 岡谷 JCT～岡谷 IC	E19・E20 中央道 諏訪 IC～小牧 JCT
E52 新東名 清水 JCT～新清水 JCT	E69 新東名 浜松いなさ北 IC～三ヶ日 JCT
C2 名二環	C3 東海環状道 豊田東 JCT～美濃加茂 IC

ツーリングプラン 伊勢道コース

E1 名神 草津 JCT～京都南 IC	E1A 伊勢湾岸道 名古屋南 JCT・IC～四日市 JCT
E1A 新名神 四日市 JCT～新四日市 JCT、 亀山 JCT～草津 JCT	E23 東名阪道 名古屋西 JCT～伊勢関 IC
E23 伊勢道 伊勢関 IC～伊勢 IC・伊勢西 IC	E42 紀勢道 勢和多気 JCT～紀伊長島 IC
C3 東海環状道 東員 IC～新四日市 JCT	

ツーリングプラン 東海北陸道・北陸道コース

E1 名神 一宮 IC～彦根 IC	E8 北陸道 米原 JCT～福井北 IC
E27 舞鶴若狭道 若狭美浜 IC～敦賀 JCT	E41 東海北陸道 一宮 JCT～白川郷 IC

C3 東海環状道 美濃加茂 IC～関広見 IC、
大垣西 IC～養老 IC